

審査員規定及び審査員規定施行細則・改正

● 審査員規定

(第4章 公認審査員の義務及び懲戒)

(懲戒の種類)

第14条 懲戒の種類は、次の通りとする。

- (1) 注意
- (2) 戒告
- (3) 6ヶ月間の審査員資格停止
- (4) 審査員名簿からの削除

(懲戒の事由)

第15条 公認審査員の行為が、次のいずれかに該当したときは、該当する懲戒の事由及びその情状に応じ、第14条に定める懲戒処分とすることができる。

- (1) 第12条、第13条又は審査員施行細則第10条に違反したとき。
 - (2) 度重なる審査ミスをしたとき。
 - (3) 審査中(フロアにて)他の者との無用な会話をしたとき。
 - (4) 審査当日、他の審査員又は当日審査員ではない公認審査員と出場選手についての批評をしたとき。
 - (5) 競技会場にて、出場選手と無用なコンタクトをしたとき。
 - (6) 金品の授受、又は饗応、もしくはこれに準ずる行為をしたとき。
 - (7) 審査員に出場選手の選出依頼の行為をしたとき。なお、当該選出依頼を受けた公認審査委員は、当該事実を審査部に報告する義務が生じ、当該義務に違反した場合も懲戒事由となる。
 - (8) その他公認審査員としての義務に違反したとき。
- 2 公認審査員が、競合する他の競技組織において、審査員、役員又は会員として登録したと認められたときは、審査員名簿からの削除の懲戒処分とすることができる。
- 3 公認審査員の行為が、本条第1項の懲戒事由に該当すると疑われるときは審査員審議委員会において調査し判定することができる。

(懲戒の手続き)

第16条 公認審査員の懲戒処分については、審査員審議委員会において判定する。

- 2 審査員審議委員会は、懲戒処分を行ったときは、全国審査員会及び資格審議員会に対し、その内容の報告をしなければならない。

(第5章 審査員審議委員会)

(審査員審議委員会の判定)

第20条 本規定第14条の懲戒処分を受けた者が、審査員審議委員会の判定に異議がある場合には、その通知を受けた日から通算して2週間以内に審査部部長に異議の申し立てをすることができる。

2 意義の申し立てを受けたときは、審査員審議委員会で再度調査を行い最終の判定を行う。

(第6章 審査員長)

(審査員長の権限及び義務)

第23条

9 審査員長としての義務を遂行できないと審査員審議委員会が判断した時は、その職を解く事が有る。

(第7章 退会及び休会、復会、定年等)

(退会及び休会)

第24条 公認審査員は、本法人又は審査員会を退会した場合は、審査員名簿から削除される。

2 公認審査員は、本法人又は審査員会を休会した場合は、当該休会の期間及び復会后6ヶ月間は公認審査員の資格が停止するものとする。

(復会)

第25条 本法人又は審査員会を退会したことにより審査員名簿から削除された者が復会を希望するときは、本法人調査委員会、及び全国審査員会の審議を経て、資格審議委員会と理事会の承認を得なければならないものとする。

付則 平成28年8月25日 理事会承認により改正

平成28年9月29日 理事会承認により改正

● 審査員規定施行細則

(審査ミス)

第11条

6 審査員規定第4章第15条第1項の(2)以外については、審査員審議委員会の審議により

裁定される。

(昇格及び昇級の特例)

第 14 条 本連盟へ移籍または復帰により入会した者で、審査員規定第 2 章第 5 条により得られる審査員資格を、調査委員会の判断により降格または降級してその資格を得た者は、定められた推薦基準により昇格または昇級する事が有る。

(申請)

第 15 条 前条の推薦基準は、審査員として 5 年以上の経験を有し、審査員規定第 4 章第 13 条及び 15 条を遵守した者でなければならない。

- 2 推薦基準の条件を満たした者は、所属技術団体の推薦を受け、理事会の承認を受けなければならない。
- 3 本連盟審査員名簿への記載変更は、変更となる認定級の競技会での審査員研修を 2 回終了し、連盟資格審議委員会からの承認が下りたことを本理事会へ報告した後に行われることとする。

付則 平成28年8月25日 理事会承認により改正

平成28年9月29日 理事会承認により改正